

# 秋田県秋田臨海処理センター エネルギー供給拠点化事業

## 対話要領

令和5年10月

秋 田 県



## 秋田県秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業

### 対話要領

秋田県（以下「本県」という。）は、入札説明書に示す「対話の実施」に規定するとおり、本県の秋田県エネルギー供給拠点化事業（以下「本事業」という。）に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）の創意工夫の質の向上を図ることを目的として、入札参加有資格者と対面での個別対話を実施する。対話は、以下の手続に基づいて実施する。

なお、対話終了後提出する入札説明書に示す「入札書類」は、対話内容を踏まえたものとする。

#### 【対話用資料の提出】

ア 対話における担当部局は、以下のとおりとする。

担当部局	秋田県建設部下水道マネジメント推進課
郵便番号	010-8570
住所	秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話	018-860-2464
F A X	018-860-3813
電子メール	gesuido@pref.akita.lg.jp

イ 対話用資料に記載する内容

対話用資料に記載する内容は、本県から入札参加有資格者への確認事項に対する回答とする。

また、入札参加有資格者は、本県が提示した要求水準書を遵守した上で、本事業の質の向上に資する提案を行うために確認したい事項（代替案等）についても、対話用資料に記載することができる。記載に当たっては、要求水準、創意工夫の妥当性を判断できるように注意すること。

ウ 本県からの確認事項

本県からの確認事項を以下に示す。

これら事項に関し、入札参加有資格者は、様式第12号の「対話用資料\_記載要領」を基に、回答及び提案を簡潔に示す説明資料を作成すること。

(ア) 需要施設に対する電力供給に関すること

自家消費率、外部調達電力、電力供給単価について、要求水準への対応の可否を記載すること

と。

(イ)導入する設備の仕様に関すること

消化ガス発電、風力発電、太陽光発電、蓄電池、水素製造利用設備、自営線、EMSについて、導入を見込む機器の仕様について記載すること。

(ウ)構内配線ルート、自営線敷設ルートに関すること

構内配線および自営線について、見込んでいる敷設ルートを記載すること。

(エ)メーカー保証、損害保険への加入に関すること

導入する設備の損傷等に対応したメーカー保証や損害保険等への加入について、見込んでいるメーカー保証や損害保険等の内容について記載すること。

エ 提出方法

対話資料は、対話の申込書（様式第11号）、対話用資料（様式第12号）について、令和6年1月17日（水）正午までに、アに示す担当部局に電子メールで提出すること。

なお、電子メール1通当たりのサイズ上限は、10MB以内とすること。

オ 対話用資料作成に当たっての留意事項

対話用資料作成に当たっては、以下に留意すること。

(ア)対話用資料に関する内容、体裁等は対話用資料（様式第12号）に従うこと。

(イ)時間内で有効な対話が可能となるように、明快で把握しやすい資料とすること。

## 【対話の実施要領】

### ア 対話の実施日程（予定）

対話は以下の日程で、本県と各入札参加有資格者との間で個別に実施する。

(ア)日時は下記に示すとおりとする。

なお、個別の日時は、入札参加有資格者の数により調整し、別途通知する。

#### ・令和6年1月18日（木）

- 1) 午前10時00分～午前11時30分
- 2) 午後1時00分～午後2時30分
- 3) 午後3時30分～午後5時00分

#### ・令和6年1月19日（金）

- 1) 午前10時00分～午前11時30分
- 2) 午後1時00分～午後2時30分
- 3) 午後3時30分～午後5時00分

(イ)場所等実施に係る具体的な事項は、別途通知する。

(ウ)出席者については、1グループ10名を上限とする。

### イ 主な対話事項

主な対話事項としては、以下を想定している。

(ア)本県からの確認事項に対する入札参加有資格者からの回答

(イ)入札参加有資格者からの確認事項

※要求水準未達の恐れがある事項については、状況に応じて本県から指摘を行うこともある。

### ウ 対話時の留意事項

(ア)入札参加有資格者間の協議を禁止する。違反した場合には当該入札参加有資格者の入札参加資格を取り消し、入札後に違反が判明した場合は、当該違反当事者のした入札は無効とする。

(イ)本県は、入札参加有資格者から提出された対話用資料及び対話の内容を他の入札参加有資格者に開示しない。

(ウ)対話時間は各入札参加有資格者につき1.5時間を上限とする。

(エ)対話の過程で、提案の審査・評価は行わない。

### エ 議事録の取扱い

(ア)双方確認する形での議事録は作成しない。

(イ)対話内容は両者を拘束しないものとする。

オ 質問の提出

(ア)入札参加有資格者が対話終了後、対話に関する質問がある場合は、「対話及び募集要項（第二部）に関する質問書（様式第13号-1）（様式第13号-2）」に簡潔に記載し、(1)アに示す担当部局に電子メールで提出すること。

(イ)提出期限は令和6年1月25日（木）正午までとする。

カ 質問の回答等

(ア)対話及び募集要項（第二部）に関する質問に対する回答は、全ての入札参加有資格者に対して令和6年1月31日（水）に電子メールにより通知する。

(イ)個別の対話により、本県が新たなニーズや条件を認識した場合は、（ア）に示す回答の通知と同時に全ての入札参加有資格者に対して通知する。

以上

（問合せ先）

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

TEL 018-860-2464

FAX 018-860-3813

電子メール gesuido@pref.akita.lg.jp